

# 使用中の変圧器・コンデンサーが高濃度PCBを含有する場合

使用中

PCB含有の有無確認

電気主任技術者等に委託し速やかに実施（銘板情報・製造年等を確認）

高濃度PCBを含有する変圧器・コンデンサー等  
（高濃度PCB含有電気工作物）であった場合※

※高濃度PCB含有電気工作物に該当しない場合であっても、微量のPCBを含む変圧器・コンデンサー等（低濃度PCB含有電気工作物）であるかの確認が必要（次頁）

判明後の手続き

管轄する産業保安監督部への届出

①PCB含有電気工作物設置等届出書（報告規則様式第13の2）  
〔新たに判明したPCB含有電気工作物の事業場に関する事項、  
電気工作物に係る事項〕

判明後遅滞なく

②高濃度PCB含有電気工作物管理状況届出書  
（報告規則様式第13の6及び別紙）  
〔事業場に関する事項（電気主任技術者等の氏名・連絡先）、  
管理状況（廃止予定年月）〕

毎年度分を翌年度の6月30日まで（ただし、告示期限の1年前に判明した場合は遅滞なく）

JESCOへの機器等登録（使用中機器も登録可）

判明後遅滞なく

①PCB機器等登録申込書（総括表）  
②PCB機器等調査票（トランス類・コンデンサ類）様式-1  
③保管場所、PCB機器等の写真

廃止後の手続き

管轄する産業保安監督部への届出

廃止後遅滞なく

●PCB含有電気工作物廃止届出書（報告規則様式第13の4）  
〔事業場に関する事項、電気工作物に係る事項（廃止年月日、廃止理由）〕

管轄する都道府県・政令市への届出

毎年度分を翌年度の6月30日まで（※新たに判明した場合は速やかに）

●PCB廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（特措法様式第1(1)）  
〔保管場所等に係る事項、PCB廃棄物の種類及び量等、処分予定年月〕

JESCOへの処分委託手続き

遅滞なく

〔機器等登録後に発行される「登録確認書」を受領後、処理委託契約・収集運搬契約・  
（中小企業者等軽減制度申請）を締結して処分〕

処分後の手続き

管轄する都道府県・政令市への届出

毎年度分を翌年度の6月30日まで

●PCB廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（特措法様式第1号(1)）  
〔処分したPCB廃棄物の種類及び量、保管場所等に係る事項、前年度分の処分のマニフェストの  
D票若しくはE票の写し〕

すべての高濃度PCB廃棄物の処分を終了した場合の手続き

管轄する都道府県・政令市への届出

すべての処分終了後から20日以内

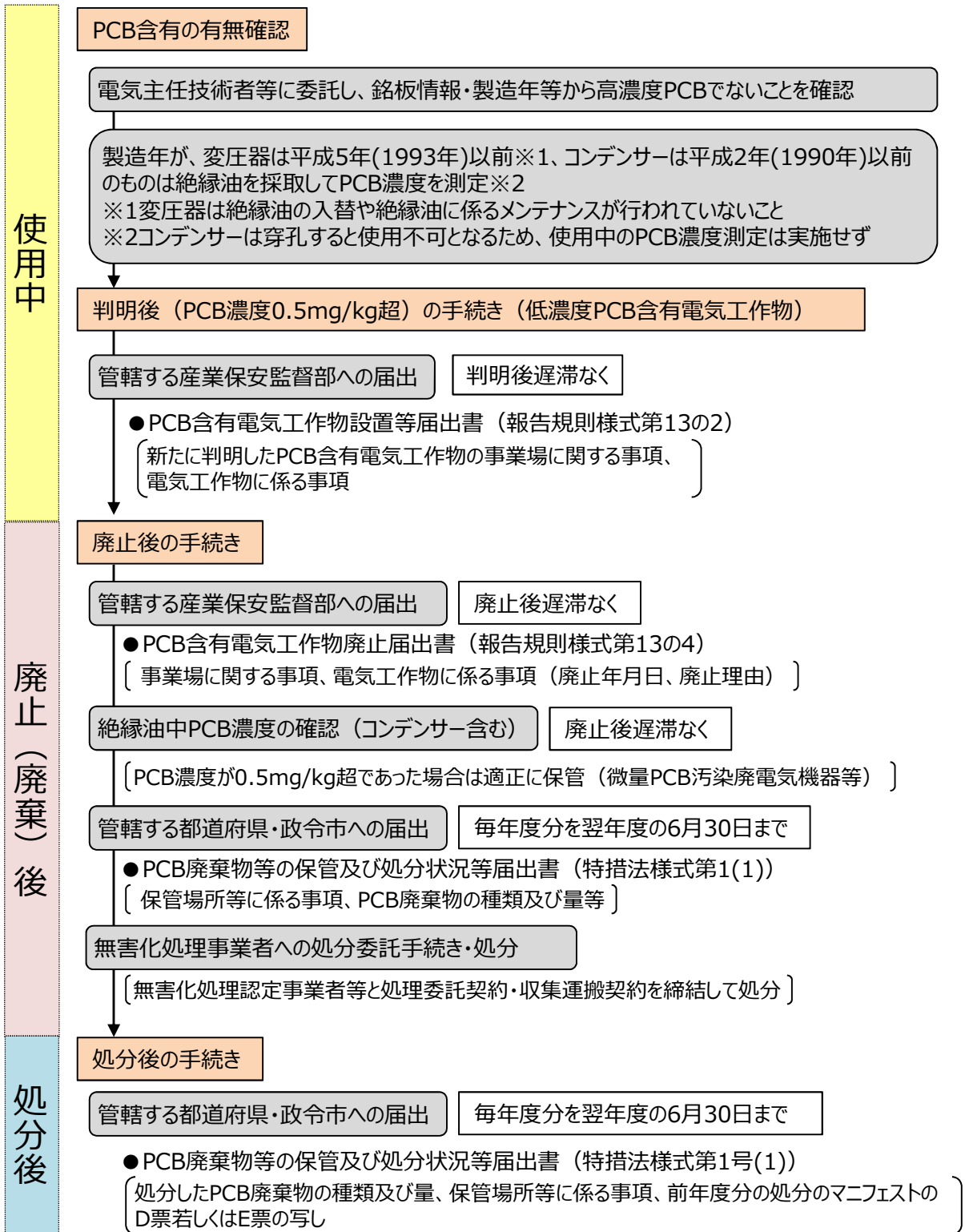
●PCB廃棄物の処分終了又は高濃度PCB使用製品の廃棄終了届出書（特措法様式第4号）  
〔事業場に係る事項、処分を終了した廃棄物に係る事項、処分委託者名、処分の終了年月〕

※処分を終了したとは、全てのポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託したことをいう

廃止（廃棄）後

処分後

# 使用中の変圧器・コンデンサーが微量のPCBを含有する可能性がある場合



# 使用中のPCB使用安定器（高濃度PCB使用製品）の場合

使用中

PCB含有の有無確認

所有者が自ら、又は電気工事士に委託して、速やかに実施（銘板情報・製造年等を確認）

高濃度PCBを含有する安定器（高濃度PCB使用製品）であった場合は、漏洩防止の観点から直ちに取外し、保管することが望ましい

管轄する都道府県・政令市への届出

毎年度分を翌年度の6月30日まで（※新たに判明した場合は速やかに）

- PCB廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（特措法様式第1(1)）  
〔 所在場所等に係る事項、PCB使用製品の種類及び量等、廃棄の見込み 〕

廃棄後の手続き

管轄する都道府県・政令市への届出

毎年度分を翌年度の6月30日まで（※新たに判明した場合は速やかに）

- PCB廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（特措法様式第1(1)）  
〔 保管場所等に係る事項、PCB廃棄物の種類及び量等、処分予定年月 〕

JESCOへの処分委託手続き（搬入荷姿登録）

判明後遅滞なく

<安定器等・汚染物登録調査票>

- ①搬入荷姿申込書（総括表）
- ②搬入荷姿調査票（様式5）
- ③安定器等・汚染物の撮影写真

〔 搬入荷姿登録後に発行される「登録確認書」を受領後、処理委託契約・収集運搬契約・（中小企業者等軽減制度申請）を締結して処分 〕

処分後の手続き

管轄する都道府県・政令市への届出

毎年度分を翌年度の6月30日まで

- PCB廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（特措法様式第1号(1)）  
〔 処分したPCB廃棄物の種類及び量、保管場所等に係る事項、前年度分の処分のマニフェストのD票若しくはE票の写し 〕

処分後

すべての高濃度PCB使用製品の廃棄を終了した場合の手続き

管轄する都道府県・政令市への届出

すべての廃棄終了後から20日以内

- PCB廃棄物の処分終了又は高濃度PCB使用製品の廃棄終了届出書（特措法様式第4号）  
〔 事業場に係る事項、廃棄を終了した使用製品に係る事項、廃棄の終了年月 〕  
※廃棄とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう

すべての高濃度PCB廃棄物の処分を終了した場合の手続き

管轄する都道府県・政令市への届出

すべての処分終了後から20日以内

- PCB廃棄物の処分終了又は高濃度PCB使用製品の廃棄終了届出書（特措法様式第4号）  
〔 事業場に係る事項、処分を終了した廃棄物に係る事項、処分委託者名、処分の終了年月 〕  
※処分を終了したとは、全てのポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託したことをいう